

集団的自衛権行使容認 7月1日閣議決定

集団的自衛権は何ですか？

『集団的自衛権とは、ある国が武力攻撃を受けた場合、その同盟国が共同して防衛にあたる権利のことを言います。国連憲章で認められている国家としての権利ですが、日本には憲法9条があるので、これを行使することは許されていないとされています。』とy a h o o知恵袋がおしえてくれます。かつてベトナム戦争が起きた時に、日本はアメリカ軍とともに外国に出かけて戦争することができるのが国会で議論になり、当時の鈴木首相は「日本には集団的自衛権はない。憲法上、許されていない」と答弁しました。以後、代々の政権はこの憲法解釈を踏襲し、海外で戦争する道を選ばずに歩んできたのです。それを安倍内閣は今の憲法でも「集団的自衛権を行使することができる」としたのだから大変なことです。

武力行使の3要件

従来の政府見解は、自衛権を発動して武力行使をするための3要件として

- (1)我が国への急迫不正の侵害がある
- (2)排除のために他に適当な手段がない
- (3)必要最小限度の実力行使にとどまる

を挙げていました。安倍内閣は解釈の変更に消極的な公明党を説き伏せて憲法の範囲内で(1)を書き換えることに同意させました。それが**我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し我が国の存立が脅かされ国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合**というもの。これが従来解釈の文とだいたい同じだと言えるでしょうか！ 憲法の範囲内ですか？

NHKクローズアップ現代

二日後の7月3日午後7時半からのNHKクローズアップ現代でキャスターの国谷裕子さんが菅官房長官に質問しました。

- Q「他国の防衛のためではないのか」
- Q「日米安保体制では対応できないのか」
- Q「外的な要因が変わったからといって憲法解釈を変えてよいのか」
- Q「密接な関係の国とはアメリカか」
- Q「歯止めはかかるのか」
- Q「強力な派遣要請を断れるか」
- Q「間違いなく断れるか」
- Q「日本独自の立場をとってきたが存在感を失うことにならないか」
- Q「先制攻撃ととられないか」
- Q「しかし・・・」



憲法解釈を変えてよいのか

国谷キャスターの疑問はただ一つ、この点にありましたが、これに官房長官は正面から答えることはしませんでした。「国際情勢が変わった」「42年間も解釈を変えなかったことがよかったのか」「防衛費を格段に増やしている国があるが我が国はマイナス」といった説明にとどまっていて、見ている者も釈然としない。憲法改正の道が多難と判断して姑息な手段に走ったと断じて間違いない。

世界中で民族紛争の炎が燃え上がっています。いたいけな命がいつも簡単に奪われていく映像が毎日のように飛び込んできます。安倍政権の目指すのは平和を求めて最後まで知恵をしぼる国では決してありません。戦争を放棄するという精神が今ほど世界から尊敬の目で見られていることはないのではないでしょうか。